

小規模事業者の皆様へ

令和3年度山形県中小企業 パワーアップ補助金(経営強靱化支援事業) 募集のお知らせ



中小企業・小規模事業者がポストコロナを見据えて行う「デジタル化」や「SDGsの推進(環境負荷低減)」に資する設備投資等の取組みを後押しするため、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

◇補助率・補助金額

- (1) 補助率：【通常枠】1 / 2 以内
【コロナ克服枠】2 / 3 以内 ※新型コロナの影響で売上が10%以上減少した事業者。
- (2) 補助金額：【小規模事業者】10万円～100万円以内
- (3) 補助対象経費：機械装置・システム構築費、委託・外注費、借料、使用料。
- (4) 採択予定件数：100件程度

◇補助対象となる事業

◇補助対象事業

デジタル化推進型…デジタル化の推進に資する事業。

- リモートワークやワークションを可能とするテレワーク環境の整備。
- 非対面型・非接触型サービスのためのキャッシュレス決済やタッチパネル注文システムの導入。
- モバイルオーダーやオンライン予約、**インターネット販売等に係るシステム構築**。
- AIやIoT等の技術を活用した遠隔操作システムの導入。
- 業務効率化や生産性向上を目的とした在庫管理システムの導入。

ポストコロナ対応(環境負荷低減)型…省エネ化やエコ素材転換を促進する事業。

- 環境性能が高い(省エネルギー、再生可能エネルギー)製品の製造に必要な部材を加工するために必要な設備の導入。
- 製品の原材料を環境に優しい素材に転換するために必要な製造機械の導入。
- 資源リサイクルに関する製品の製造に必要な設備の導入
- これまで廃棄していた食品を有効活用し新たな商品を販売するために必要な設備の導入

応募資格、方法等は次ページです。

◇補助対象事業者

山形県内に事業所を有する**小規模事業者**。

○小規模事業者の定義

卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常勤従業員数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常勤従業員数20人以下
製造業その他	常勤従業員数20人以下

☆注意：補助対象経費の**1/2以上**が「**機械装置・システム構築費**」に該当することが要件になります。（詳細は公募要領を参照願います。）

◇補助事業実施期間・実績報告

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和4年2月10日（木）まで

(2) 実績報告書提出期限

事業終了後30日以内、または令和4年2月18日（金）のいずれか早い日

◇応募手続き

(1) 応募受付先：山形県中小企業パワーアップ補助事業事務局

(2) 応募期間：令和3年7月12日(月)～令和3年8月13日(金)

(3) 応募方法：郵送で送付。（当日午後5時必着）

(4) 提出書類：【4部】ご準備のうえ郵送してください。

(5) 書類作成上の留意点：用紙サイズは、A4判の片面印刷とし、決算書など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け（ホッチキス止め不可）、1部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込む。なお、フラットファイルの表紙と背表紙に、事業計画名、応募者名を記入。提出書類は返却されないため、必ず控えを保管のこと。

※申請様式・応募要領等は、**山形県中小企業団体中央会HP**よりダウンロードの上、ご利用ください。

➤https://www.chuokai-yamagata.or.jp/chuokai/powerup/index_r3.html

☆商工会による認定が必要です。**7月30日（金）まで**相談をお願いします。

お問い合わせ：村山市商工会 TEL0237-55-4311 Fax0237-55-4312